

登下校時の約束の確認！

1 校地内の自転車の乗車・立入禁止エリア

集団で生活するにはルールが必要です。校地内では自転車を押して通行しましょう。「他に人がいないから、自分1人くらいならいいだろう」などと思わないで下さい。

職員駐車場内には自転車を押しても立ち入ることはできません。



2 通行してはいけないところ

上の地図を見て下さい。若竹通りから直接駐輪場に入ってきたり、職員駐車場から若竹通りに抜けて下校したりすることはできません。自転車でも徒歩でも、同じです。

必ず校門側か大曲スポーツ側の入り口を通って登下校しましょう。



のマークがついているところは通行しないで下さい。

3 徒歩通学の決まり

- ・徒歩通学する場合、自動車や自転車、他の歩行者の迷惑にならないよう広がらず歩きましょう。
- ・途中まで車で送られてくる場合は決められたエリア外で降りて、そこから歩いて登校しましょう。
- ・道幅の広い道路では、横断歩道が設置されている場所以外での横断はできません。
- ・歩行者用信号の青信号が点滅を始めたら横断はやめましょう。